

入札説明書

奈良県が提供を受ける役務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記5の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和2年12月1日（火）

2 競争入札に付する業務の内容

（1）業務の名称及び数量

名 称 福祉施設及び医療機関等の職員及び利用者等を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る検査体制拡充事業によるPCR検査委託

予定数量 約700検体／1日

（状況によって増減あり、委託契約期間中の上限予定数量は100,000検体）

（2）業務期間

契約日から令和3年3月31日まで

（3）その他業務内容の詳細については、別紙 仕様書のとおり

3 入札方法

入札は、1検体あたりの単価とします。ただし、単価には検査キットの配付・回収にかかる費用、施設職員への事前研修、検査結果の通知、検査結果に係るデータ通信等一切の諸費用を含んだ総額で行います。入札者は、消費税及び地方消費税込みで見積もった金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とします。）を、本説明書に示す入札書に記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって、落札価格とします。（別記1「入札書の記載」、仕様書を確認のこと）

4 参加資格

次に掲げる（1）から（5）まで全てに該当する者が、この入札に参加することができます。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者であること。
- （2） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- （3） 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第42号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q4①臨床検査・分析業務」に登録している者であること。（ただし、入札日時点において登録が認められていれば可とする。）
- （4） 公告日から過去5年間に国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む）との間に、検査業務を受託し、かつ、誠実に業務を履行した実績がある者であること。
- （5） 参加申込書提出時点において、臨床検査技師等に関する法律第20条の3の

規定に基づく、都道府県知事、保健所設置市長又は保健所設置区長の「衛生検査所」登録を「遺伝子関連・染色体検査」で受けている者

5 担当課、入札説明書、仕様書等について

(1) 入札事務を担当する部署、入札説明書、仕様書等の交付場所及び連絡先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県福祉医療部企画管理室 予算経理係
電話 0742-27-8504 (直通) FAX : 0742-26-1005

(2) 入札説明書、仕様書は、5の(1)において交付する他、奈良県福祉医療部企画管理室ホームページからダウンロードできるものとします。入札説明会は開催しません。

この競争に関する質疑等は、所定の質疑書様式(別記様式2)により令和2年12月4日(金)午後5時まで、FAXによりのみ受け付け、その質問に関する回答は、奈良県福祉医療部企画管理室ホームページ(5の(1)を掲載する所)へ令和2年12月7日(月)までに掲載します。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

4の(1)～(5)全てに該当し、入札を予定する者は、入札参加資格確認申請書(別記様式1)を令和2年12月4日(金)までに5の(1)へ提出してください。

(4) 入札までの日程、提出期限等

ア 公告及び入札説明書等の配布開始、課ホームページへの掲載	令和2年12月1日(火)
イ 質疑書の提出期限	令和2年12月4日(金)午後5時
ウ 競争入札参加資格確認申請期限	令和2年12月4日(金)午後5時
エ 競争入札参加資格確認通知書の発送	令和2年12月7日(月)
オ 郵便による入札書の受付期限	令和2年12月9日(水)午後5時

(5) 入・開札の日時及び場所

令和2年12月10日(木) 午後2時～
奈良県庁分庁舎5階51会議室

(6) 入札回数

2回を限度とします。1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札(2回目)を行う場合があります。

(6) 郵便による入札

ア 入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は書留郵便とし、封書の表面に「福祉施設及び医療機関等の職員及び利用者等を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る検査体制拡充事業によるPCR検査委託に係る入札書」と朱書きして令和2年12月9日(水)午後5時までに到着するように送付してください。なお、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は直ちに再入札(2回目)を行う場合がありますので、入札書は初度(1回目)の入札に係る入札書と、再入札(2回目)の入札に係る入札書の、郵便による差し出しを認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書と共に再入札に係る入札書を書留郵便で差し出す場合は初度入札に係る入札書と再入札に係る入札書(又は再入札辞退含む)を別々に封緘し、封書の表面に「福祉施設及び医療機関等の職員及び利用者等を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る検査体制拡充事業によるPCR検査委託に係る入札書

- (初度入札)」又は「福祉施設及び医療機関等の職員及び利用者等を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る検査体制拡充事業によるPCR検査委託に係る入札書(再入札)」(又は「再入札辞退」)など、それぞれ朱書きして、令和2年12月9日(水)午後5時までに5の(1)の担当課へ到着するようにしてください。
- ウ 再入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再入札を辞退したものとします。
- エ 封緘された入札書が初度又は再入札を明記した区別がなく郵送されたときは、「同一入札者がなした2以上の入札」に該当するものとし、無効の扱いとなります。
- なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。
- オ 郵便で入札に参加する場合、下記8の(2)で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係しない職員が「くじ」をひくこととなります。

6 その他

(1) 入札保証金

免除します。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額(単価の場合にあっては、公告等で示した上限予定数量を乗じて得た金額)の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書き各号(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など)に該当する者である場合は、免除します。

(3) 入札者に要求される事項

- ア この入札に参加する者は、5の(3)の提出を行い、県から入札参加資格確認の通知を受けた者であることとします。
- イ 入札者は、所定の入札書(別記様式3)を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- ウ 入札者本人でなく、代理人をもって入札する場合は、その委任状(別記様式4)を入札と同時に提出してください。
- エ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再入札（２回目）を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が２以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しないときは、随意契約に移行する場合があります。

9 契約書作成の要否等

要します。落札者は、企画管理室と協議して契約を締結するものとします。

10 契約の解除等

落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。また、契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（１）から（５）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（１）から（５）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（６）に該当する場合を除く。）において、本県が本県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

11 契約の解除に伴う損害賠償責任

前項10各号によりこの契約が解除された場合においては、契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として県の指定する期間内に納付しなければならない。

12 入札書の記入等

- (1) 入札書の記入等については、「入札書記載例」を参考にしてください。
- (2) その他詳細については、別紙仕様書のとおりです。

1.3 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。